

手続きチェックシート

転出

山梨市から転出される方へ

転出予定日の14日以内までに本人または世帯主が届出してください。

届出に必要なもの

- 本人確認書類
- マイナンバーカード

※外国人の方は以下の書類も必要です。

- 在留カードまたは特別永住者証明書(または外国人登録証明書、新規入国者で発行前はパスポート)
- 本人と世帯主との続柄を証する公的な文書(新しく住所を設定する際、続柄が判明しない場合)

※ 国外へ転出をする方はマイナンバーカードの券面更新を行います。

忘れずにお持ちください 

本人確認書類

各手続きで本人確認をいたします。以下の本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で本人確認ができるもの

官公署が発行した、顔写真付きの身分証明書

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード等
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書 他

2点で本人確認できるもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの学生証、法人が発行した身分証明書 他



代理人が手続きする場合

- ・代理人の方の本人確認をさせていただきます。
- ・委任状の内容に不備等ないか確認させていただきます。
- ・マイナンバー関係の手続きは、委任者のマイナンバーカードが必要になります。
- ・手続きによっては後日、委任者が記入した照会書兼回答書を提出していただく場合があります。

年金・保険

No.	対象となる方	手続きの内容および持ち物	担当課・問合せ先		該当
1	国民年金の対象の方 ① 60歳未満で国民年金加入中の方 ② 年金を受給している方	◆ 海外任意制度の届出 (利用希望者) 【必要な持ち物】 ・本人確認書類 ・国内協力者の支払口座 ◆ 年金を受給している方が海外へ転出する場合は、甲府年金事務所へご連絡ください。 TEL:055-252-1431(代)	市民課 (東館1階)	市民・年金 担当	☐
2	国民健康保険の対象の方	◆ 国民健康保険資格喪失の手続き 【必要な持ち物】 ・資格確認書・資格情報の お知らせのうちお持ちのもの ・就学のために転出する場合、国民健康保険マル 学制度の手続きが必要です。 【必要な持ち物】 ・在学証明書	健康増進課 (東館1階)	国保・後期 高齢者医療 担当	☐
3	後期高齢者医療制度の対象の方(県外へ転出する方)	◆ 負担区分等証明書交付申請 【必要な持ち物】 ・資格確認書・資格情報のお知らせのうち お持ちのもの			☐
4	① 65歳以上の方 ② 40歳以上で介護認定を受けていた方	◆ 介護保険料(還付・納付)通知あて先等届出 ◆ 介護保険資格取得・異動・喪失届出 ・転出先に介護度を引き継ぎたい方は、受給資格 証明書を発行します。	高齢者・ 介護支援課 (東館2階)	介護保険 担当	☐

税・料金

No.	対象となる方	手続きの内容および持ち物	担当課・問合せ先		該当
5	水道を利用している方 	◆ 「給水装置使用者異動届」の提出 ・水道閉栓をする必要があります。		上水道 庶務担当	☐
6	井戸水を利用して下水道の使用をしている方	◆ 「下水道使用休止届」の提出 ・使用を中止する場合	上下水道課 (西館1階)	下水道 庶務・管理 担当	☐
7	市設置型の合併浄化槽を利用している方	◆ 「戸別合併浄化槽使用休止届」の提出 ・使用を中止する場合			☐
8	以下の車両をお持ちの方 ① 原動機付自転車(特定小型原動機付自転車含む)・ミニカー・小型特殊自動車(農耕作業用含む) ② 軽自動車 ③ 軽二輪・二輪小型自動車	① 市役所窓口で廃車手続き 【必要な持ち物】 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・本人確認書類 ② 軽自動車検査協会では住所変更の手続き ※必要書類は軽自動車検査協会に問い合わせ ください。 ③ 関東運輸局で住所変更手続き ※必要書類は陸運局に問い合わせください。 ※②・③を県外で手続きをした場合は別途所管の 手続き先で依頼または自己申告で税止めの手 続きが必要です。 自己申告の場合は「軽自動車税(種別割)申告書 (報告書)」の写しを市役所へ送付してください。	税務課 (東館1階)	市民税 担当	☐



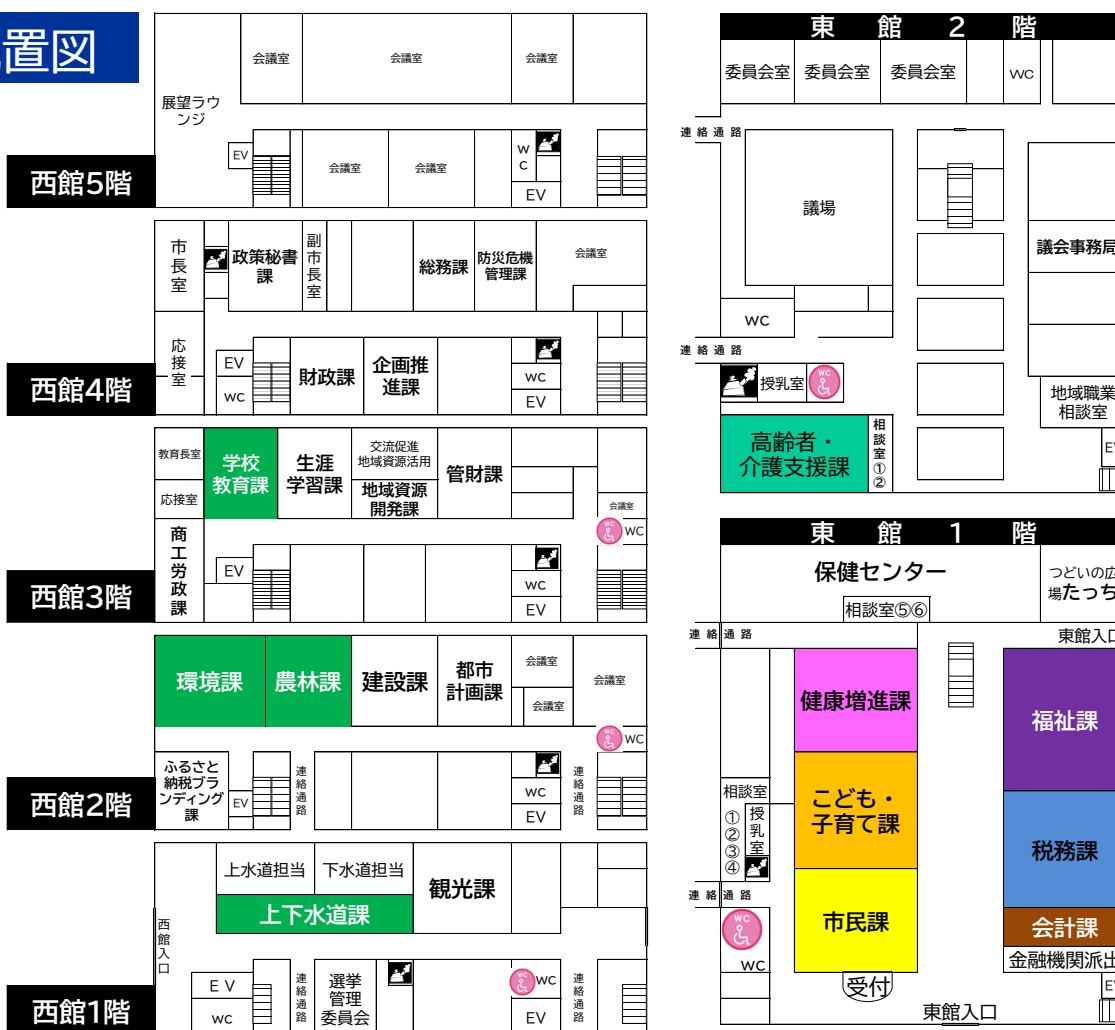
No.	対象となる方	手続きの内容および持ち物	担当課・問合せ先		該当
9	子ども医療費助成対象の方 (高校3年生までのお子さんを持つ保護者)	◆ 受給証回収 県内に転出の場合は転出先で新たに手続きが必要です。 【必要な持ち物】 ・受給者証	こども・子育て課 (東館1階)	子育て推進担当	☐
10	児童手当を受給している方	◆ 消滅届の提出 【必要な持ち物】 ・本人確認書類 ※ 世帯の状況に応じて手続きが異なります。詳しくは窓口でお問い合わせください。			☐
11	児童扶養手当の認定を受けている方	◆ 住所変更の届出 証書の回収をします。 【必要な持ち物】 ・児童扶養手当証書 ※ 世帯の状況に応じて手続きが異なります。詳しくは窓口でお問い合わせください。			☐
12	ひとり親家庭医療助成金受給資格者証をお持ちの方	◆ 受給者証回収 転出先で新たに支給認定申請が必要です。 【必要な持ち物】 ・受給者証 ・印鑑(朱肉を使用するもの)			☐
13	ベビー用品をレンタルしている方	◆ 委託業者へ回収の依頼		こども・子育て支援担当	☐
14	やまなし子育て応援カードをお持ちの方	◆ やまなし子育て応援カード回収			☐
15	保育園、幼稚園等に通っている児童を養育している方	◆ 退園の手続き		保育担当	☐
16	山梨市立の小・中学校に通う児童・生徒のいる方 	◆ 転出する方 窓口で「就学変更願について」の提出 【必要な持ち物】 ・転出証明書 ※ 在籍校から在学証明書・教科書支給証明書を受け取り、転出先の学校にご提出ください。事前に転出先市区町村にご連絡をお願いいたします。 ◆ 転出で学校の変更をしない方 「転居届」と「区域外就学申請書」の提出 【必要な持ち物】 ・転出証明書 ・印鑑 ※ 区域外就学には要件がありますので窓口にて確認をしてください。		学校教育課 (西館3階)	☐

福祉



No.	対象となる方	手続きの内容および持ち物	担当課・問合せ先		該当
17	下記のいずれかをお持ちの方 ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神保健福祉手帳 ④自立支援医療受給者証 （更生・精神通院・育成） ⑤重度心身障害者医療費 助成金受給資格者証 ⑥障害福祉サービス・児童通 所支援受給者証 ⑦障害手当等の受給者	◆ ①・②・③・④・⑦をお持ちの方 ・転入先の市区町村で住所変更手続き 【必要な持ち物】 ・各手帳や受給者証等の書類 ・印鑑 ◆ ⑤⑥山梨県重度心身障害者医療費助成金 受給資格者証をお持ちの方、障害福祉サー ビス・障害児通所支援を受けている方 受給者証を回収します。 【必要な持ち物】 ・受給者証 ◆ ⑥障害福祉サービスを受けている方で、障 害者用施設へ入所やグループホームへ転出 する場合 ・送付先確認手続き 【必要な持ち物】 ・受給者証	福祉課 （東館1階）	障害福祉 担当	☐

庁舎配置図



手続きの詳細は、担当窓口にお問い合わせください。